

# 昭島市グリーン購入ガイドライン

## 1. 定義

この昭島市グリーン購入ガイドラインにおいて使用する「特定調達品目」、「判断基準」及び「配慮事項」は次のとおりとする。

### (1) 特定調達品目

重点的に調達を推進すべき環境物品等（以下「特定調達物品等」という。）の種類

### (2) 判断基準

物品等を調達する際に、それが特定調達物品等であるかを判断するための基準

### (3) 配慮事項

特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項

## 2. 特定調達品目の分類

### < 特定調達品目一覧表 >

分野	特定調達品目	分野	特定調達品目
1	紙類 (1) 事務用紙 (2) O A用紙(電算打出専用紙) (3) 原稿用紙 (4) レポート用紙 (5) トイレットペーパー (6) ティッシュペーパー	2	文具類 (39) 付箋 (40) 布粘着テープ (41) 封筒 (42) 封筒クラフト
2	文具類 (1) シャープペンシル (2) シャープペンシル替芯 (3) ボールペン (4) 水性マーカー (5) 油性マーカー (6) ホワイトボード用マーカー (7) サインペン (8) 蛍光ペン (9) 鉛筆 (10) 消しゴム (11) セロハンテープ (12) フラットファイル (13) Z式ファイル (14) パイプ式ファイル (15) リングファイル (16) ファイルボックス (17) カットフォルダー (18) 個別フォルダー (19) 持ち出しフォルダー (20) クロス表紙 (21) クリアファイル (22) クリアケース (23) クリアホルダー (24) デスクトレイ (25) 定規 (26) のり (27) はさみ	3	オフィス家具 (1) 机 (2) 椅子 (3) 棚 (4) 収納用什器 (5) 掲示板 (6) 黒板 (7) ホワイトボード (8) 傘立て (9) 消火器
		4	O A 機器 (1) コピー機 (2) ファクシミリ (3) プリンター (4) パソコン (5) トナーカートリッジ
		5	家電製品 (1) エアコン (2) 冷凍冷蔵庫 (3) テレビ
		6	照明 (1) 蛍光灯照明器具(蛍光管含) (2) LED 照明器具
		7	自動車 (1) 自動車
		8	制服・作業服・作業手袋 (1) 制服 (2) 作業服 (3) 作業手袋

(28) カッターナイフ (29) 連射クリップ (30) 修正液、修正テープ (31) ステープラー (32) 文書保存箱 (33) 用箋挟（決済板） (34) インデックス (35) パンチラベル (36) プリンターラベル (37) スタンプ台、朱肉 (38) ノート	9 インテリア・寝装寝具
	(1) カーテン (2) ロールスクリーン (3) カーペット (4) 毛布 (5) ふとん
	10 納入印刷物
	(1) 報告書類 (2) 定期刊行物類 (3) パンフレット類 (4) 封筒

## (1) 紙 類

特定調達品目	判 断 基 準	配 慮 事 項
事務用紙	・グリーン購入法で定められる総合評価値が80以上	・製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
OA用紙 【電算打出専用用紙】		
原稿用紙	・古紙パルプ配合率70%以上	
レポート用紙		
トイレットペーパー	・古紙パルプ配合率100%	
ティッシュペーパー	・古紙パルプ配合率100%	

- 1 「事務用紙」とは、パソコンプリンターなどで使用する白色用紙をいう。
- 2 「OA用紙」は、機械読み取り用紙（OCR用紙等）を除く。
- 3 「エコマーク」認定品は「昭島市グリーン購入ガイドライン」に適合している。

## (2) 文具類

（文具類2-1）判断基準が共通基準によるもの

特定調達品目	判 断 基 準	配 慮 事 項
シャープペンシル	【共通基準】 再生材を使用していること 再生材の基準として、金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料がプラスチックの場合 ・再生プラスチック配合率40%以上 ※プラスチック重量比 ② 主要材料が木の場合 ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ③ 主要材料が紙の場合	・製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
シャープペンシル替芯		
ボールペン		
水性マーカー		
油性マーカー		
ホワイトボード用マーカー		
サインペン		
蛍光ペン		
鉛筆		
消しゴム		

セロハンテープ	・古紙パルプ配合率 50%以上	
フラットファイル		
Z式ファイル		
パイプ式ファイル		
リングファイル		
ファイルボックス		
カットフォルダー		
個別フォルダー		
持ち出しフォルダー		
クロス表紙		
クリアファイル		
クリアケース		
クリアホルダー		
デスクトレイ		
定規		
のり 【液状、スティック】		
はさみ		
カッターナイフ		
連射クリップ		
修正液、修正テープ		
ステープラー		
文書保存箱		

(文書類2-2) エコマークと同等基準の品目等

特定調達品目	判断基準	配慮事項
用箋挟（決済板）	【主要材料の基準が下記を満たすこと】 ・再生プラスチック配合率 70% ・古紙パルプ配合率 70%以上	・製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
インデックス		
パンチラベル		
プリンターラベル		
スタンプ台、朱肉		

ノート		
付箋		
布粘着テープ	・再生プラスチック配合率40%以上	
封筒	・古紙パルプ配合率40%以上	
封筒クラフト		

- 1 文具類の共通基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「エコマーク」認定品は「昭島市グリーン購入ガイドライン」に適合している。

### (3) オフィス家具

特定調達品目	判断基準	配慮事項
机	<b>【共通基準】</b> ① 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上又は、植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 ② 主要材料が木質の場合にあっては、間伐材、端材等の再生資源または合法材が使用されていること。また、材料からのホルムアルデヒドの放出量は0.02mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 ③ 主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。	・修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能、もしくは分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
椅子		
棚		
収納用什器 (棚を除く)		
掲示板		
黒板		
ホワイトボード		
傘立て		
消火器	・消火薬剤に再生材料が40%以上使用されていること。	

- 1 オフィス家具(消火器除く)の共通基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。
- 4 現在においては、「JOIFA グリーンマーク」が貼付されているもの、及び「エコマーク」認定品は「昭島市グリーン購入ガイドライン」に適合している。

#### (4) O A 機器

特定調達品目	判断基準	配慮事項
コピー機	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際エネルギースタートプログラム基準に適合していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li> </ul>
ファクシミリ		
プリンター		
パソコン	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ法トップランナー基準を達成していること。</li> </ul>	
トナーカートリッジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済カートリッジの回収システムがあること。</li> <li>回収部品の再資源化率が 95%以上であること。</li> </ul>	

- 1 省エネ法に基づく機器のエネルギー消費効率基準の策定方法により策定された判断基準。省エネ基準の達成度合を表示する制度を「省エネラベリング制度」と言い、100%以上達成は緑色、100%未満の場合は橙色の「省エネ性マーク」により、表示される。
- 2 コピー機・ファクシミリ・プリンターについては、「国際エネルギースタートプログラム適合」のもの、パソコンは「緑色の省エネ性マーク」が表示してあるもの、トナーカートリッジについては、「エコマーク」認定品であるものは、「昭島市グリーン購入ガイドライン」に適合している。

#### (5) 家電製品

特定調達品目	判断基準	配慮事項
エアコン	<ul style="list-style-type: none"> <li>統一省エネラベル「★★★★」以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li> </ul>
冷凍冷蔵庫 (冷蔵庫、冷凍庫を含む)		
テレビ		

家電製品の省エネルギー性能に関する表示

#### (6) 照明

特定調達品目	判断基準	配慮事項
蛍光灯照明器具 (蛍光管含)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Hf インバータ方式器具であること。</li> <li>省電力型</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</li> <li>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li> </ul>

LED 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固有エネルギー消費効率が下記の基準を満たすこと。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li> </ul>
	光原色	固有エネルギー消費効率	
	昼光色 (D) 昼白色 (N)	70 lm/W以上	
	白色 (W) 温白色 (WW) 電球色 (L)	60 lm/W以上	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平均演色評価数 R a が 7 以上であること。</li> <li>・LEDモジュール寿命が 40,000 時間以上であること。</li> </ul>			

### (7) 自動車

特定調達品目	判断基準	配慮事項
自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる自動車であること。</li> <li>① 電気自動車</li> <li>② 天然ガス自動車</li> <li>③ メタノール自動車</li> <li>④ ハイブリッド自動車</li> <li>⑤ プラグインハイブリッド自動車</li> <li>⑥ 燃料電池自動車</li> <li>⑦ 水素自動車</li> <li>⑧ ガソリン車</li> <li>⑨ ディーゼル車</li> <li>⑩ LPガス車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が削減されていること。</li> <li>・部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</li> <li>・再生材が多く使用されていること。</li> </ul>

- 1 用途に支障がある場合は、対象外とする。
- 2 ⑧、⑨、⑩の車においては低燃費かつ低排出ガス車であること。

### (8) 制服・作業服・作業手袋

特定調達品目	判断基準	配慮事項
制服	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生PET樹脂配合率が25%以上または、植物を原料とする合成繊維を25%以上使用していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li> </ul>
作業服		
作業手袋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生PET樹脂配合率が50%以上</li> </ul>	

- 1 作業手袋は、繊維製品に限る。
- 2 「エコマーク」認定品は、「昭島市グリーン購入ガイドライン」に適合している。

### (9) インテリア・寝装寝具

特定調達品目	判断基準	配慮事項
カーテン	【次のいずれかを満たすこと】 ・再生 PET 樹脂配合率が25%以上 ・再生 PET 樹脂配合率が10%以上ある回収システム	
ロールスクリーン		
カーペット	・未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上	・製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。
毛布	・再使用した詰物が80%以上（ふとんのみ） ・再生 PET 樹脂配合率が25%以上	
ふとん		

- 1 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 2 「エコマーク」認定品は、「昭島市グリーン購入ガイドライン」に適合している。

### (10) 納入印刷物

特定調達品目	判断基準	配慮事項
報告書類 【予算書、決算書等】	・総合評価値80以上の用紙を使用すること。	・製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
定期刊行物類 【広報、市議会だより等】		
パンフレット類 【パンフレット、ポスター、チラシ等】		
封筒	・古紙パルプ配合率40%以上	

※ グリーン購入ガイドライン改訂履歴  
 平成16年6月1日施行  
 平成19年4月1日改訂  
 平成21年6月1日改定  
 平成22年4月1日改訂  
 平成23年4月1日改訂  
 平成24年4月1日改訂